

総社市告示第21号

総社市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年総社市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定申請)</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>70歳以上の同一生計配偶者</u>、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）</p>	<p>(指定申請)</p> <p>第4条 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を受けようとする者は、自ら受講しようとする講座について、自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて受講開始日10日前までに市長に提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>老人控除対象配偶者</u>、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長等の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長等の証明書を含む。）</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。